

43宇宙委第3号
昭和43年8月19日

殿

宇宙開発委員会委員長 鍋島直紹

第2回宇宙開発委員会の開催について

様記委員会を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

1. 日時 昭和43年8月20日（火）
午後2時～4時
2. 場所 科学技術庁第2会議室
3. 議題 (1) 「委員会議事規則」の審議
(2) 「委員会の当面の議題および運営について」
の審議
(3) 経緯および現状説明
各省庁宇宙関係予算の推移

第2回宇宙開発委員会議事次第

1. 「委員会議事規則」の審議
2. 「委員会の当面の議題および運営について」の審議
3. 経緯および現状説明
各省庁宇宙関係予算の推移
4. その他

資料

- 委2-1 委員会議事規則(案)
- 〃 2-2 委員会の当面の議題および運営について(案)
- 〃 2-3 各省庁宇宙関係予算の推移

宇宙開発委員会議事規則(案)

43. 8.20

目次

- 第1章 総則 (第1条、第2条)
- 第2章 本委員会 (第3条~第9条)
- 第3章 参与会 (第10条~第13条)
- 第4章 部会 (第14条~第20条)
- 第5章 幹事会 (第21条~第24条)

第1章 総則

(委員会の運営)

第1条 宇宙開発委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続
その他委員会の運営に関しては、宇宙開発委員会設置法及び宇宙
開発委員会令に定めるもののほか、この議事規則に定めるところ
による。

(会議)

第2条 委員会の会議は、本委員会、参与会、部会及び幹事会とす
る。

第2章 本委員会

(構成員)

第3条 本委員会の構成員は、委員長及び委員とする。

2 委員長及び委員の代理出席は、認めない。

(開催)

第4条 本委員会は、毎週/回開催することを例とするほか、必要に応じて臨時に開催するものとする。

2 委員長は、本委員会の日程及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(主宰)

第5条 委員長は、本委員会を主宰する。

(会議回数等)

第6条 本委員会の会議回数は、暦年をもつて整理し、定例会議及び臨時会議を通じて通し番号を付し、定例、臨時の区別を明らかにするものとする。

(議案及び資料)

第7条 委員長は、あらかじめ議案を整理し、必要な資料を添えて本委員会に附議しなければならない。

2 委員は、自ら必要と認める事案を議案として本委員会に附議することを求めることができる。

(関係行政機関の職員等の出席)

第8条 委員会の幹事及び議案の審議に必要な関係行政機関の職員は、本委員会が別に定める場合を除き、本委員会に出席し、本委員会の求めに応じて、その意見を述べることができる。

2 本委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録の作成及び配布)

第 9 条 本委員会の議事録は、本委員会の議事経過の要点を摘録して作成し、本委員会において配布し、その確認を求めるものとする。

第 3 章 参与会

(構成)

第 10 条 参与会の構成員は、委員長、委員及び参与とする。

(開催)

第 11 条 参与会は、原則として年四回開催する。

2 参与会は、委員長が招集する。

(主宰)

第 12 条 委員長は、参与会を主宰する。

(一部の参与の招集)

第 13 条 第 11 条に定める場合のほか、委員長は必要に応じ、随時一部の参与を招いて意見を聞くことができる。

第 4 章 部会

(開催)

第 14 条 部会は、必要に応じて随時開催する。

2 部会は、部会長が招集する。

3 部会は、当該部会に属する委員及び専門委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(主宰)

第15条 部会長は、部会を主宰する。

(議決)

第16条 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(調査審議事項)

第17条 部会において調査審議すべき事項は、委員会が定める。

(関係行政機関の職員等の出席)

第18条 委員会の幹事及び議案の審議に必要な関係行政機関の職員は、委員会の指示するところに従い部会が別に定める場合を除き、部会に出席し、部会の求めに応じて、その意見を述べることができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告又は意見の開陳)

第19条 部会において調査審議を終了したときは、部会長は、その結果に基づき、委員会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(雑則)

第20条 本章に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会にほかつて定める。

第5章 幹事会

(構成員)

第21条 幹事会の構成員は、幹事とする。

(開催)

第22条 幹事会は、必要に応じて随時開催する。

2 幹事会は、科学技術庁研究調整局長が招集する。

(主宰)

第23条 科学技術庁研究調整局長は、幹事会を主宰する。

(雑則)

第24条 本章に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事会が定める。

宇宙開発委員会の当面の議題および運営について(案)

43. 8.20

宇宙開発委員会の当面の議題および運営は、次によるものとする。

1. 当面の議題および処理すべき時期

(1) 宇宙開発計画

9月早々に部会を設けて本格的な審議に入り、明年3月迄に宇宙開発計画を決定するが、昭和44年度の宇宙開発関係経費の見積りに必要な事項については、遅くとも10月中に決定する。

(2) 昭和44年度宇宙開発関係経費の見積り

イ 委員会発足後速かに本委員会において審議を行ない、8月中に昭和44年度における宇宙開発関係経費の見積り方針および概算要求概要について暫定的に定める。とりあえず

ロ 上記の暫定的に定められた見積り方針および概算要求概要について、引き続き検討し、10月中に決定を行ない、この決定に基づき内閣総理大臣に意見を述べる。

ハ 以後上記の決定に関連する事項について、随時審議決定のうえ、必要に応じて内閣総理大臣に意見を述べる。

(3) 昭和43年度実施計画

昭和43年度実施計画について、早急に事務局より報告を受ける。

(4) 国際協力に関する基本方針

国際協力の問題については、できるだけ早期に結論をうるよ

う努める。

2 当面の委員会の運営

(1) 本委員会

定例会議は、毎週水曜日の午後2時から4時までとし、当分の間は、臨時会議の開催により、審議の促進を図る。

(2) 部会

開発計画等を審議するため、9月早々に総合部会を設けることを目途に専門委員の人選を行ない、以後必要に応じてその他の部会を設ける。

(3) 参与会

9月中に第1回参与会を開催することを目途に人選を行なう。